



地域博物館に求められる機能と日常活動

博物館法第二条「定義」

この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、第二条(定義)レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、……

博物館の仕事とは

- 資料の収集保管
自分が暮らす地域のアイデンティティ
- 人が学ぶ場
自由な学びで達成感を得ること
- 地域について調べる
学芸員と一緒に地域を調べる楽しさ
- 展示
資料や地域研究でわかったことを展示

博物館から利用者に対する働きかけ

- どのような年齢、興味、分野の人に対しても、博物館を楽しむための窓口が準備され、博物館に参加したことで好奇心が刺激され、関心が高まるようなプログラムの準備。
- 誰でも楽しむことができる 展示
- 興味を持った人に対して 観察会など
- 特定の分野に関心を持つ人 講座など
- もっと専門的に知りたい人 グループの紹介
- ある分野について研究したい 研究会・同好会

- 博物館で行われる活動は、すべての博物館の教育学習活動にかかわっている

博物館の目的についての最近の議論

- 伝統的な資料と研究を柱とした博物館
- 利用者が学ぶ場となる博物館
- どちらが求められているのだろうか

現代の博物館の社会的な役割は、博物館資源を生かすことで、現代的な課題に対応し、地域づくり、街づくりに貢献すること。

これまでの博物館教育の位置

- すべての博物館事業に責任を持つものとしての学芸員
- 欧米での博物館教育の議論
- 大型館での「普及係」「普及担当者」の存在
- 嘱託職員、アルバイトなどによる子ども向け事業

エドゥケイターの登場

- 欧米でのエドゥケイターの立場
- 日本でもエドゥケイターが登場した
- エドゥケイターの役割
- 学芸員の持つ知識を活用しながら、博物館教育を館の方針に位置付けて、博物館が行なう教育方針とプログラムを作り、展示室や事業の中で実施するための指導及び実践を行う。

- 学芸員が行なう教育
知識をもとにして自分の専門分野の面白さを伝えたい → 仲間をふやしたい
- エドゥケイターが行なう教育
目標を設定しておき、相手が考え、気が付くようにアドバイスを → 自立した個の育成

方向

- 博物館の教育学習の目的は、知識を伝えること(だけ)ではない
- あるモノ・コトについて考えるためのアドバイス
- 見方や考え方を知ってもらうための示唆

これからの課題

- エドゥケイター(博物館教育担当者)が配置されていない
- 博物館の教育を学芸員が担ってきたために、その目的が知識を伝えること(その方法)になっている
- 担当者が専任職員でない場合が多い
- 楽しく時間を過ごすだけになっている事例が見られる

この研修の目的

- 博物館における教育学習活動の意味・意義の確認
- エドゥケーターに求められる基本姿勢の体得
- 博物館での教育学習活動の基礎となる教育理論や専門知識の習得
- エドゥケーターとして活動をするための実践力と応用力の体得

もう一つの目的

- 博物館の事業の中での教育学習活動の大切さの再確認
- エドゥケーターという職業の必要性の確認

この二つについて、研修会を継続することで実践的にその必要性を広め、博物館界の中に定着させる

- このエドゥケーター研修は、日本の博物館での教育学習のあり方について、実践的に議論をし、経験を交流しながら情報を蓄積することで、みんなで作り出していこうとしています。皆さんはその参加者です。

- 以上です